証券コード　3625
平成30年９月７日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿三丁目２０番２号
テックファームホールディングス株式会社
代表取締役社長　永　　守　　秀　　章

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年９月21日（金曜日）午後６時30分までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成30年９月21日（金曜日）午後６時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年９月25日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号
NEWoMan Shinjuku ５F　ＬＵＭＩＮＥ　０
昨年と会場が異なっておりますので、お間違いのないようお願い申しあげます。
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第27期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第27期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬制度の導入の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.techfirm-hd.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.techfirm-hd.com/）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

１．「スマート行使」による方法

（１）同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。

（２）「スマート行使」による議決権行使は１回限りです。

２．ID・パスワード入力による方法

（１）「議決権行使ウェブサイト」（下記 URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

（２）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（３）パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。

（４）パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

３．ご注意

（１）行使期限は平成30年９月21日（金曜日）午後６時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

（２）「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記２．に記載の方法でご修正いただきますようお願い申しあげます。

（３）郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。

（４）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（５）インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

４．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル　0120－768－524（平日9：00～21：00）

【上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル　0120－288－324（平日9：00～17：00）

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種経済政策及び日銀による金融緩和を背景に企業収益や雇用環境が改善するなど、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、世界経済は米国の政策運営や欧州政治情勢等の影響等により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、政府が推進する「働き方改革」に伴う業務効率化に対応するためのクラウドサービスや、シェアリングエコノミー、IoTプラットフォーム、AI等により生み出される新しいサービスの利活用を目指した企業のIT投資姿勢は強く、引き続き市場の拡大が見込まれます。

当社グループは、ソフトウエア受託開発事業と自社サービスの両輪を併せ持つグループ会社として事業基盤・収益力を強化するとともに、IoTソリューションプロバイダーとして顧客企業のIoTプラットフォーム構築の推進を支援しております。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は5,822,184千円（前連結会計年度比24.7％増）、営業利益は552,588千円（同234.9％増）、経常利益は552,334千円（同241.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は232,951千円（同790.0％増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の状況は、以下のとおりであります。

（ソフトウエア受託開発事業）

企業のIT投資は引き続き活発な状況が続き、主力のNTTドコモ向けを中心とした既存顧客への深耕営業による案件獲得が順調に拡大しました。また、社内のプロジェクト管理ツールの導入・運用、パートナーマネジメントなど、これまで取り組んできた採算管理の整備が浸透し、生産性が向上、不採算案件が低位安定し、売上高・セグメント利益ともに過去最高となりました。

自社プロダクト/サービスの一つである、カジノ施設向け電子決済サービス事業については、引き続き米国ラスベガスでのフィールドテストの実施へ向けて取り組むとともに、日本国内でのIR施設への導入を目指し準備を進めてまいります。

上記により、当連結会計年度のソフトウエア受託開発事業の売上高は4,385,754千円（前連結会計年度比32.0%増）、セグメント利益は905,240千円（同99.3%増）となりました。

（自動車アフターマーケット事業）

自動車整備・鈑金業者向けシステム販売は、主力の整備システムに加え、当連結会計年度より本格的に販売を開始したガラス・部品卸業者向けソフトの販売が堅調に推移しました。

ガラス・部品卸業者向けソフトは、整備システム導入企業に比べ競合も少なく、販売先は業容の大きな企業が多いため高収益ではありますが、当初の開発、保守運用の難易度は高くコストは増加しました。現在は、よりグループの開発力を活かす方向にシフトし、安定した収益を確保できる体制の構築を進めております。

上記により、当連結会計年度の自動車アフターマーケット事業の売上高は1,548,784千円（前連結会計年度比12.9%増）、セグメント利益は126,627千円（同16.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は11,561千円であり、その主なものは、当社本社事務所のレイアウト変更に伴う内装工事及び事務所備品等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と総額300,000千円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末の借入未実行残高は300,000千円であります。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区分＼期別	第24期（平成27年６月期）	第25期（平成28年６月期）	第26期（平成29年６月期）	第27期（当連結会計年度）（平成30年６月期）
売上高	3,957,640	4,654,677	4,668,513	5,822,184
経常利益	26,845	18,924	161,932	552,334
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△35,954	△74,469	26,173	232,951
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△5円90銭	△11円65銭	3円73銭	31円50銭
総資産	3,783,233	3,881,410	5,149,475	5,570,940
純資産	2,266,604	2,117,347	3,897,458	4,127,902
１株当たり純資産額	347円70銭	323円18銭	517円01銭	544円80銭

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．第24期（平成27年６月期）は、決算期変更により平成26年８月１日から平成27年６月30日までの11ヶ月間となっております。

②当社の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区分＼期別	第24期（平成27年6月期）	第25期（平成28年６月期）	第26期（平成29年６月期）	第27期（当事業年度）（平成30年６月期）
売上高又は営業収益	3,646,615	604,984	542,151	548,566
経常利益	76,339	108,440	99,504	67,745
当期純利益又は当期純損失（△）	36,881	65,360	65,403	△242,770
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	6円05銭	10円22銭	9円32銭	△32円83銭
総資産	3,503,232	3,290,129	4,799,460	4,402,981
純資産	2,304,854	2,356,346	4,143,183	3,878,181
１株当たり純資産額	357円48銭	366円22銭	558円35銭	522円51銭

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2．第24期（平成27年６月期）は、決算期変更により平成26年８月１日から平成27年６月30日までの11ヶ月間となっております。
3．第24期及び第25期における損益変動の理由は、平成27年７月１日付で当社が会社分割を実施し、持株会社制へ移行したためであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
テックファーム株式会社	100,000千円	100.0%	モバイル・タブレット関連システム、業務システム及び基幹システム等の受託開発・運用保守・広告・サービス
Prism Solutions Inc.	3,088,755米ドル	100.0%	米国カジノ市場向けモバイル電子マネーサービスの事業開発、運営
Techfirm USA Inc.	500,000米ドル	100.0%（間接）	業務システム及び基幹システム等の受託開発
株式会社EBE	30,000千円	67.5%	自動車業界向けコンピュータソフトウエア開発・販売

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

①収益基盤の強化

当社グループの主要事業であるソフトウエア受託開発は、売上拡大に伴う開発案件の増加と案件規模の拡大により、不採算案件のリスクが高まってきております。そのため、見積段階から営業と開発が連携して顧客要求の的確な把握に努めるとともに、プロジェクトレビューとマネジメントの強化、開発技術の標準化や効率化を推進し、不採算案件の撲滅と品質の向上に努めてまいります。

②パートナーシップの推進

当社グループは効率的かつ機動力のある営業体制を確立するために、業務提携等によるパートナー戦略の拡充を図り、新規のビジネス機会の創出、パートナー先との協業による複合的なITソリューションの提供等による新たな顧客基盤の確立とさらなる事業の拡大を目指してまいります。また、開発及び運用・保守サービスの多種多様な案件に対応するため、外部パートナーとの連携を強化するとともに、パートナー先とリソースの相互活用体制を構築し、顧客のニーズに即したソリューションをスピーディに対応できる開発体制の構築に取り組んでまいります。

③人材の確保

当社グループは、中長期的に成長していくためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。このような課題に対処するため、ウェブサイトやSNSツールを介して、当社グループの特徴や強みを積極的にアピールし、新卒及び中途の採用を強化するとともに、個々のスキルアップのための継続的な教育に努めてまいります。

④事業領域の拡大

強固な経営基盤と持続的な成長を可能とする多極的な事業構造を構築するため、経営資源の選択と集中並びに事業領域の拡大を推進してまいります。そのために、当社グループが今まで培った技術・ノウハウと他社企業のノウハウを融合し発展させ、成長の期待される海外市場に向けた先見的なソリューションの企画、開発、事業化等、新しい事業の創出に取り組んでまいります。

(8) 主要な事業内容（平成30年６月30日現在）

①ソフトウエア受託開発事業

ソフトウエア受託開発事業は、モバイル・タブレット関連システム、業務システム及び基幹システム等の受託開発・運用保守・広告・サービス提供等を行っております。

②自動車アフターマーケット事業

自動車アフターマーケット事業は、自動車業界向けソフトウエア開発・販売・運用保守等を提供しております。

(9) 主要な営業所（平成30年６月30日現在）

①当社

本　社　：東京都新宿区

②子会社

テックファーム株式会社	本社	：東京都新宿区
Prism Solutions Inc.	本社	：アメリカ合衆国ネバダ州
株式会社EBE	本社	：東京都千代田区
	支店	：札幌支店（北海道札幌市）
		仙台支店（宮城県仙台市）
		長野支店（長野県松本市）
		金沢支店（石川県金沢市）
		近畿支店（大阪府大阪市）
		中国・四国支店（広島県広島市）
		九州支店（福岡県福岡市）
		沖縄支店（沖縄県浦添市）

③孫会社

Techfirm USA Inc.	本社	：アメリカ合衆国カリフォルニア州

(10) 使用人の状況（平成30年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウエア受託開発事業	208名	13名増
自動車アフターマーケット事業	46名	7名減
全社（共通）	25名	6名増
合計	279名	12名増

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時従業員、休職者等は除いております。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25名	6名増	35.2歳	4.8年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員、休職者等は除いております。

(11) 主要な借入先の状況（平成30年６月30日現在）

該当事項はありません。

当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額300,000千円のコミットメントライン契約を株式会社りそな銀行と締結しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況に関する事項

(1)　会社の株式に関する事項（平成30年６月30日現在）

①　**発行可能株式総数**　　17,000,000株

②　**発行済株式の総数**　　7,702,000株
（自己株式307,834株を含む）

③　**株主数**　　5,340名

④　**大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社TOKAIコミュニケーションズ	638,000	8.63
筒井雄一朗	456,000	6.17
小林正興	318,000	4.30
株式会社読売新聞東京本社	264,000	3.57
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	211,200	2.86
山村慶子	200,000	2.70
株式会社ミライト	200,000	2.70
志村貴子	175,000	2.37
CHASE MANHATTAN BANK GTSCLIENTS ACCOUNT ESCROW	133,665	1.81
山村美寿寿	129,200	1.75

（注）１．当社は、自己株式307,834株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式（307,834株）を控除して計算しております。

(2)　その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1)　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称		第４回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		平成23年10月21日	平成27年８月27日
新株予約権の数		100個	2,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 （注）１．	普通株式 220,000株
新株予約権の払込金額		無償	新株予約権１個当たり 2,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり 371円 （注）１．	１株当たり 1,220円
権利行使期間		平成25年11月２日から 平成33年10月31日まで	平成29年10月１日から 平成31年９月30日まで
行使の条件		（注）２．	（注）３．
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く。）	新株予約権の数　100個 目的となる株式数20,000株 保有者　１名	新株予約権の数　2,200個 目的となる株式数220,000株 保有者　２名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者　０名	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者　０名

（注）１．平成25年８月１日付で株式１株につき100株の株式分割を行い、また、平成26年４月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整後の数及び金額を記載しております。

２．第４回新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役、監査役もしくは従業員、又は当社の関係会社取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、当社取締役会が特に認めたものに限り新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、当社取締役会が特に認めたものに限りその相続人が新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、行使時において禁錮以上の刑に処せられたことがなく、かつ、法令又は当社の内部規律に違反し、懲戒処分を受けたことがないものとする。

３．第７回新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成28年６月期及び平成29年６月期並びに平成30年６月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）乃至（c）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 平成28年６月期及び平成29年６月期の営業利益の累積額が2.7億円を超過した場合：
行使可能割合：50％

(b) 平成28年６月期及び平成29年６月期の営業利益の累積額が4.0億円を超過した場合：
行使可能割合：75％

(c) 平成28年６月期及び平成29年６月期の営業利益の累積額が5.0億円を超過した場合：
行使可能割合：90％

ただし、平成30年６月期の営業利益が5.0億円を超過した場合、上記（a）から（c）にかかわらず、全て権利行使可能とする。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当社取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

(5) 本新株予約権１個未満を行使することはできない。

(6) 新株予約権者は、行使時において禁錮以上の刑に処せられたことがなく、かつ、法令又は当社の内部規律に違反し、懲戒処分を受けたことがない場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(7) その他の条件については、平成27年８月27日開催の当社取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成30年６月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	千原 信悟	テックファーム株式会社 代表取締役社長 株式会社EBE 代表取締役社長 株式会社サンキテック 取締役
代表取締役社長	永守 秀章	CEO テックファーム株式会社 取締役 株式会社EBE 取締役 Techfirm USA Inc. President
取締役	筒井 雄一朗	株式会社ニュートリション・アクト 社外取締役 Prism Solutions Inc. President 株式会社EBE 取締役 テックファーム株式会社 取締役会長
取締役（監査等委員・常勤）	小夫 みのり	小夫みのり税理士事務所 所長 テックファーム株式会社 監査役 株式会社EBE 監査役
取締役（監査等委員）	大井 哲也	TMI総合法律事務所 パートナー 株式会社ジンズ 監査役 株式会社マーケットエンタープライズ 監査役 株式会社トゥエンティーフォーセブン 監査役
取締役（監査等委員）	田口 浩介	田口浩介公認会計士事務所 代表 U&Iアドバイザリーサービス株式会社 取締役

（注）１．取締役（監査等委員）小夫みのり氏、大井哲也氏及び田口浩介氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）小夫みのり氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．取締役（監査等委員）大井哲也氏は、弁護士としての専門知識・経験等を有しております。

４．取締役（監査等委員）田口浩介氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．当社は、取締役（監査等委員）小夫みのり氏、大井哲也氏及び田口浩介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

６．当社は、監査等委員の監査･監督機能を強化し、日常的な情報収集及び社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員との十分な連携を可能にするため、小夫みのり氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 取締役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	2人 （－）	68,079千円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3人 （3人）	11,400千円 (11,400千円)
合計 （うち社外役員）	5人 （3人）	79,479千円 (11,400千円)

（注）1．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成28年９月21日の定時株主総会決議において年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。
2．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年９月21日の定時株主総会決議において年額60,000千円以内と決議いただいております。
3．上記の人数及び報酬等の額には、無報酬の取締役（監査等委員を除く。）１名を除いております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役（監査等委員）小夫みのり氏は、小夫みのり税理士事務所の所長、テックファーム株式会社及び株式会社EBEの監査役を兼職しております。なお、同事務所と当社との間に重要な取引等の関係はありません。また、テックファーム株式会社及び株式会社EBEは当社の子会社であります。

取締役（監査等委員）大井哲也氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、株式会社ジンズ、株式会社マーケットエンタープライズ及び株式会社トゥエンティーフォーセブンの監査役を兼職しております。なお、同事務所及び当該他の法人等と当社との間に重要な取引等の関係はありません。

取締役（監査等委員）田口浩介氏は、田口浩介公認会計士事務所の代表、U&Iアドバイザリーサービス株式会社の取締役を兼務しております。なお、同事務所及び当該他の法人等と当社との間に重要な取引等の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役 (監査等委員・常勤)	小　夫　みのり	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	大　井　哲　也	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	田　口　浩　介	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回ありました。

③ 締結している責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同契約においては、会社法第423条第１項の責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度としております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,640千円

（注）１．当社と有限責任 あずさ監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制に関する助言業務」等を委託し、その対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

(A)　業務の適正を確保するための体制

当期においては、平成28年９月21日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制及び取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として、平成28年９月21日開催の取締役会において決議いたしました。決議及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、法令又は定款違反の事実、及びそのおそれがある事実を発見した場合には、速やかに監査等委員へ報告するとともに、取締役会において報告する。

② 内部通報制度を整備し、法令違反等の事前防止及び早期発見に努める。

③ 内部監査室が内部監査を実施し、取締役の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書（関連資料及び電子媒体に記録されたものを含む。）やその他の情報管理に関する社内規程を整備し、これを遵守する。

② 文書の保存期間については、法令に定められているもののほか、社内規程に従い、業務上必要な期間保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 各種業務執行に関する社内規程を整備し、これを遵守することにより、事業リスクの把握と低減に努める。

② 情報セキュリティにおけるリスクについては、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」並びにそれらに基づいて策定された関連諸規程に従い、適切に管理する。

③ 内部監査室が内部監査を実施し、法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 組織の構成と各組織の業務分掌と責任・権限を明確にする組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程を整備する。

② 取締役会を毎月１回開催し、法令や善良なる管理者の注意義務等に基づき重要事項の決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

③ 取締役は、社内の重要会議等に出席し、各部署の状況を的確に把握するとともに、取締役会における判断材料の収集に努める。

④　取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　グループ倫理憲章及び就業規則において、法令や社内規程の遵守について定め、その必要性及び重要性を周知する。

②　内部通報制度を整備し、法令違反等の事前防止及び早期発見に努める。

③　内部監査室が内部監査を実施し、使用人の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。

(6) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

グループ管理規程を整備し、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。

②　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a　グループ管理規程に基づき、子会社において法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為が発見された場合には、発見された危険の内容とそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役会に報告する。

b　内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為が発見された場合には、発見された危険の内容とそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役会に報告する。

③　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督するとともに、子会社における意思決定について、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

④　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a　子会社に対し、その役職員へのグループ倫理憲章の周知徹底を要請し、当社グループ全体としての統制環境の醸成に努める。

b　内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、取締役等及び使用人の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査等委員と協議の上、適切に対応する。

(8) 前項の取締役及び使用人の当社の他の取締役からの独立性に関する事項
① 補助使用人が監査業務を補助するに当たって監査等委員から命令を受けた事項については、監査等委員以外からの指揮命令は受けない。
② 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員の意見を尊重する。

(9) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(10) 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査等委員会から報告を求められた事項について速やかに監査等委員会に報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法によるものとする。

(11) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
① 子会社の取締役等及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社管理担当部署に報告する。
② 子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた事項について、当社の子会社管理担当部署が当社の監査等委員会に報告するべき事項及びその方法は、取締役と監査等委員会との協議により決定する。
③ 内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

(12) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
① 当社は、監査等委員会に報告をした者について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
② 監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(13) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が取締役（監査等委員）の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(14) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席することができる。

② 監査等委員は、必要に応じて会計をはじめとした各種業務資料や情報システム、内部監査資料等を閲覧することができる。

③ 監査等委員が、内部監査室や会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報の交換を行うための場を設ける。

(15) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

① 当社は金融商品取引法の定めに従い、業務プロセス及びそこに内在するリスクと統制の分析を実施し、健全な内部統制環境の構築と、全社レベル及び業務レベルにおける統制活動及び評価体制の有効性維持に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

② 内部監査室が内部監査を実施し、財務報告の信頼性と適正性を損なう危険がある行為を発見した場合には直ちに取締役会に報告する。

(16) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

① 当社は反社会的勢力排除に向けたガイドラインを策定し、取締役及び全従業員に周知し、これを遵守させる。

② 顧問弁護士等の専門機関との緊密な連携関係を構築し、有事において組織的に対応できる体制を整備する。

(B) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社グループは、上記業務の適正を確保するための体制の適切な運用に努めるとともに、内部監査室が業務監査や内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を継続的にモニタリングしております。また、その結果を取締役会に報告することにより、適切な内部統制システムの構築と運用に努めております。

主な運用状況については以下のとおりです。

コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、取締役及び全従業員に定期的な研修の実施による周知徹底や内部通報制度による通報・相談窓口の体制強化に努めております。

リスク管理

当社グループでは、各業務所管部署からの情報収集を実施し、経営会議等を通じて適切な施策を講じる体制を構築しております。

財務報告に係る内部統制

計画に基づき、内部統制評価を実施し、財務報告の信頼性の確保に努めております。

反社会的勢力排除

取引先との各種契約書類内に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込み、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底しております。

７．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、定時株主総会にて１回又は中間配当を含めた２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発投資等、企業価値の向上に有効活用してまいりたいと考えております。

また、自己株式の取得につきましては、経済変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために財務状況や株価の動向等を勘案しながら適切に対応してまいります。

これらの方針に基づき、平成30年６月期の期末配当につきましては、１株当たり３円を予定しております。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成30年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	4,323,693	流動負債	1,406,090
現金及び預金	2,400,774	買掛金	124,227
受取手形及び売掛金	1,370,585	１年内償還予定の社債	408,000
有価証券	300,000	リース債務	2,331
仕掛品	58,453	未払金	253,747
原材料及び貯蔵品	5,846	未払法人税等	238,988
繰延税金資産	119,330	賞与引当金	116,667
その他	103,580	製品保証引当金	23,150
貸倒引当金	△34,876	その他の引当金	2,100
		その他	236,878
固定資産	1,242,443		
有形固定資産	82,455	固定負債	36,946
建物	43,832	リース債務	5,781
車両運搬具	9,997	資産除去債務	22,861
工具、器具及び備品	21,294	その他	8,303
リース資産	7,331	負債合計	1,443,037
無形固定資産	825,425	【純資産の部】	
のれん	692,351	株主資本	4,028,196
その他	133,073	資本金	1,823,260
投資その他の資産	334,563	資本剰余金	1,794,894
投資有価証券	6,966	利益剰余金	493,781
長期貸付金	96,759	自己株式	△83,739
差入保証金	197,543	その他の包括利益累計額	177
繰延税金資産	28,850	その他有価証券評価差額金	559
その他	9,786	為替換算調整勘定	△382
貸倒引当金	△5,344	新株予約権	14,671
		非支配株主持分	84,857
繰延資産	4,802		
創立費	343		
株式交付費	2,314		
社債発行費	2,144	純資産合計	4,127,902
資産合計	5,570,940	負債及び純資産合計	5,570,940

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,822,184**
売上原価		**3,406,899**
売上総利益		**2,415,285**
販売費及び一般管理費		**1,862,696**
営業利益		**552,588**
営業外収益		
受取利息	1,063	
受取配当金	261	
為替差益	4,792	
保険解約返戻金	5,787	
その他	1,034	12,939
営業外費用		
支払利息	1,974	
支払手数料	3,346	
株式交付費償却	1,994	
社債発行費償却	3,216	
その他	2,661	13,193
経常利益		**552,334**
特別損失		
固定資産売却損	188	
減損損失	43,162	
その他	1,105	44,456
税金等調整前当期純利益		**507,878**
法人税、住民税及び事業税	303,433	
法人税等調整額	△53,420	250,013
当期純利益		**257,865**
非支配株主に帰属する当期純利益		**24,913**
親会社株主に帰属する当期純利益		**232,951**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,823,260	1,794,894	283,012	△83,739	3,817,427
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△22,182		△22,182
親会社株主に帰属する当期純利益			232,951		232,951
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	210,769	－	210,769
当連結会計年度末残高	1,823,260	1,794,894	493,781	△83,739	4,028,196

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	608	4,807	5,416	14,671	59,943	3,897,458
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△22,182
親会社株主に帰属する当期純利益						232,951
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△49	△5,190	△5,239	－	24,913	19,674
当連結会計年度変動額合計	△49	△5,190	△5,239	－	24,913	230,443
当連結会計年度末残高	559	△382	177	14,671	84,857	4,127,902

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成30年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	2,107,365	流動負債	503,223
現金及び預金	1,222,084	１年内償還予定の社債	408,000
営業未収入金	145,132	未払金	26,422
有価証券	300,000	未払費用	2,191
原材料及び貯蔵品	413	未払法人税等	15,049
前払費用	38,387	預り金	33,778
繰延税金資産	7,040	賞与引当金	10,200
短期貸付金	362,383	その他	7,581
その他	31,924	固定負債	21,576
固定資産	2,291,156	リース債務	2,313
有形固定資産	57,284	資産除去債務	19,263
建物	37,818	負債合計	524,800
工具、器具及び備品	16,785	【純資産の部】	
リース資産	2,680	株主資本	3,862,949
無形固定資産	30,480	資本金	1,823,260
ソフトウエア	30,177	資本剰余金	1,794,894
電話加入権	302	資本準備金	1,783,260
投資その他の資産	2,203,391	その他資本剰余金	11,634
投資有価証券	6,966	利益剰余金	328,534
関係会社株式	1,913,334	利益準備金	400
長期貸付金	95,800	その他利益剰余金	328,134
繰延税金資産	26,556	繰越利益剰余金	328,134
その他	160,733	自己株式	△83,739
繰延資産	4,459	評価・換算差額等	559
株式交付費	2,314	その他有価証券評価差額金	559
社債発行費	2,144	新株予約権	14,671
資産合計	4,402,981	純資産合計	3,878,181
		負債及び純資産合計	4,402,981

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**548,566**
営業費用		**479,215**
営業利益		**69,351**
営業外収益		
受取利息	3,724	
受取配当金	261	
為替差益	4,152	
その他	137	8,276
営業外費用		
支払利息	1,493	
支払手数料	2,907	
株式交付費償却	1,994	
社債発行費償却	3,216	
その他	270	9,881
経常利益		**67,745**
特別損失		
関係会社株式評価損	286,451	286,451
税引前当期純損失（△）		**△218,706**
法人税、住民税及び事業税	24,424	
法人税等調整額	△359	24,064
当期純損失（△）		**△242,770**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,823,260	1,783,260	11,634	1,794,894	400	593,088	593,488	△83,739	4,127,903
当期変動額									
剰余金の配当						△22,182	△22,182		△22,182
当期純損失						△242,770	△242,770		△242,770
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△264,953	△264,953	－	△264,953
当期末残高	1,823,260	1,783,260	11,634	1,794,894	400	328,134	328,534	△83,739	3,862,949

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	608	608	14,671	4,143,183
当期変動額				
剰余金の配当				△22,182
当期純損失				△242,770
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△49	△49	－	△49
当期変動額合計	△49	△49	－	△265,002
当期末残高	559	559	14,671	3,878,181

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月24日

テックファームホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　太　基　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、テックファームホールディングス株式会社の平成29年７月１日から平成30年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テックファームホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月24日

テックファームホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　太　基　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、テックファームホールディングス株式会社の平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年８月27日

テックファームホールディングス株式会社　監査等委員会

監査等委員　小　夫　みのり　㊞

監査等委員　大　井　哲　也　㊞

監査等委員　田　口　浩　介　㊞

（注）監査等委員は全員、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

以上の方針に基づき、第27期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金３円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は22,182,498円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年９月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	千原（ちはら）　信悟（しんご） （昭和44年５月29日生）	平成５年９月　Federal Express Corporation入社 平成12年10月　翼システム㈱入社 平成12年12月　Tsubasa System America Inc.CEO 平成15年４月　㈱サイバード入社 平成16年５月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）入社 平成18年８月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）経営管理部長 平成18年10月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）取締役 当社(現　テックファームホールディングス㈱）CFO 平成20年10月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）取締役副社長 平成22年２月　エクシーダ㈱取締役 平成22年３月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）代表取締役社長 平成25年８月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）代表取締役社長CEO 平成27年３月　㈱EBE代表取締役社長（現任） 平成27年７月　テックファーム㈱代表取締役社長（現任） 当社(現　テックファームホールディングス㈱）代表取締役会長（現任） 平成28年11月　㈱サンキテック取締役（現任）	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	永守（ながもり）　秀章（ひであき） （昭和46年９月12日生）	平成７年４月　ドレスナー証券会社（現　コメルツ銀行）入社 平成９年４月　SBCウォーバーグ証券会社（現　UBS証券㈱）入社 平成12年12月　クレディスイスファーストボストン証券会社（現　クレディ・スイス証券㈱）入社 平成15年６月　㈱サイバード入社 平成19年４月　㈱サイバードホールディングス（現　㈱サイバード）執行役員 ㈱サイバード取締役 ㈱JIMOS取締役 平成20年４月　㈱サイバードホールディングス（現　㈱サイバード）執行役員COO 平成23年10月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）取締役兼CFO 平成25年８月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）取締役副社長CFO 平成27年３月　㈱EBE取締役（現任） 平成27年７月　テックファーム㈱取締役（現任） 当社(現　テックファームホールディングス㈱）代表取締役社長CEO（現任） 平成29年２月　Techfirm USA Inc. President（現任）	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	筒井（つつい）　雄一朗（ゆういちろう） （昭和39年５月31日生）	昭和62年４月　キヤノン㈱入社 平成５年１月　㈱ハイパーネット入社 平成５年５月　㈱ハイパーネット取締役 平成10年１月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）代表取締役社長 平成21年９月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）取締役会長 平成22年２月　エクシーダ㈱代表取締役社長 平成22年12月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）取締役 平成23年７月　㈱ニュートリション・アクト社外取締役（現任） 平成23年８月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）取締役会長 平成26年３月　Prism Solutions Inc. President（現任） 平成27年３月　㈱EBE取締役（現任） 平成27年７月　テックファーム㈱取締役会長（現任） 平成29年９月　当社（現　テックファームホールディングス㈱）取締役（現任）	456,000株

（注）　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	小夫　みのり（おぶ　みのり） （昭和48年６月18日生）	平成13年４月　田尻会計事務所入所 平成16年４月　税理士登録 平成16年12月　小夫みのり税理士事務所設立　所長（現任） 平成18年10月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）監査役 平成22年２月　エクシーダ㈱監査役 平成27年３月　㈱EBE監査役（現任） 平成27年７月　テックファーム㈱監査役（現任） 平成28年９月　当社（現　テックファームホールディングス㈱）社外取締役（監査等委員・常勤）（現任）	－株
2	大井　哲也（おおい　てつや） （昭和47年１月５日生）	平成11年10月　ソフトバンク・ファイナンス㈱入社 平成12年４月　最高裁判所司法研修所入所 平成13年10月　東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所入所 平成23年１月　TMI総合法律事務所パートナー（現任） 平成25年11月　㈱ジェイアイエヌ（現㈱ジンズ）監査役（現任） 平成26年７月　㈱マーケットエンタープライズ監査役（現任） 平成27年９月　当社（現　テックファームホールディングス㈱）監査役 平成28年５月　㈱トゥエンティーフォーセブン監査役（現任） 平成28年９月　当社（現　テックファームホールディングス㈱）社外取締役（監査等委員）（現任）	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	田口　浩介（たぐち　こうすけ） （昭和49年７月27日生）	平成10年10月　監査法人トーマツ入社 平成14年４月　公認会計士登録 平成16年７月　田口浩介公認会計士事務所設立　代表（現任） 弁護士法人キャスト（現　弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所）入所（現任） 平成16年11月　税理士登録 平成20年８月　SUIアドバイザリーサービス㈱（現　U&Iアドバイザリーサービス㈱）取締役（現任） 平成28年９月　当社（現　テックファームホールディングス㈱）社外取締役（監査等委員）（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．小夫みのり氏、大井哲也氏、田口浩介氏は、社外取締役候補者であります。

・小夫みのり氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、人格高潔にして、税理士として会社財務に精通しており、会社経営を統轄する十分な見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

・大井哲也氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものとして選任をお願いするものであります。

・田口浩介氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものとして選任をお願いするものであります。

３．当社は、小夫みのり氏、大井哲也氏、田口浩介氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、３氏の再任が承認された場合は、３氏との当該契約を継続する予定であります。

４．当社は、小夫みのり氏、大井哲也氏、田口浩介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。３氏の再任が承認された場合には、引き続き３氏を独立役員とする予定であります。
５．小夫みのり氏、大井哲也氏、田口浩介氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、３氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。なお、小夫みのり氏、大井哲也氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
６．小夫みのり氏は現在、当社の特定関係事業者（子会社）でありますテックファーム株式会社の業務執行者でない役員（監査役）であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬制度の導入の件

Ⅰ　提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社取締役の業績向上へのインセンティブを高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、従来の当社取締役に対する報酬等の額の枠に加えてストック・オプションを付与することについてご承認をお願いするとともに、株式報酬型ストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容のご承認をお願いするものであります。

Ⅱ　議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

１．ストック・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同様。）に対する報酬は、会社法第361条第１項に基づき、平成28年９月21日開催の第25回定時株主総会において、金銭報酬として年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額の枠に加えて、取締役に対して年額100,000千円以内の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとして１年間に発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対し株式報酬型ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個あたりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの新株予約権１個当たりの公正価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくこととしております。なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

また、現在の取締役は３名でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役は３名となります。

なお、当社の取締役の他に、当社子会社の取締役に対しても同様のストック・オプションを割当てる予定です。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取締役会にて決定いたします。

２．報酬等の内容（ストック・オプション報酬として１年間に発行する新株予約権の内容）

（１）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の上限は800個とする。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は80,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（３）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金１円とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後３年を経過した日から７年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

（８）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号
NEWoMan（ニュウマン） Shinjuku ５Ｆ
ＬＵＭＩＮＥ ０（ルミネ ゼロ）

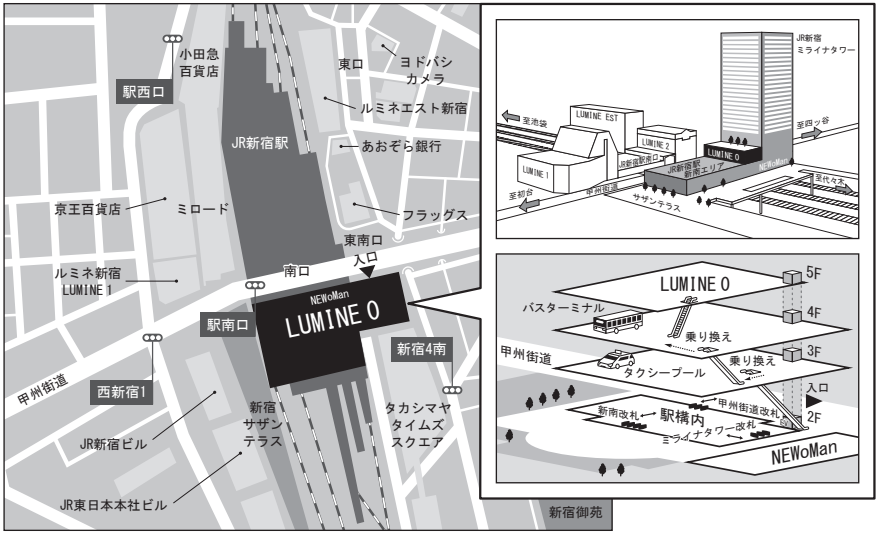

株主総会会場までの交通のご案内
◎新宿駅南口（ＪＲ・小田急線）から徒歩約５分
◎ＪＲ新宿駅新南エリア直結。甲州街道改札を出て右折、エレベーターで５Ｆへ。
またはバスタ新宿（バスターミナル）のエスカレーターで５Ｆへ。

駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。